# 役員の報酬及び退職金の支給に関する規程

（一社）群馬労働基準協会連合会

1　　すべての役員に対して、当面の間、報酬及び退職金はこれを支給しない。

但し、常勤の理事については別に定める。

付則

この内規は、平成１６年４月１日から適用する。

ただし、適用時の常勤役員の勤続期間の始期は平成１４年４月２日とする。

改正　平成 25 年 4 月 1 日

改正　平成 27 年 5 月 19 日